

令和2年度福井市空き家等対策協議会の議事要旨等

1. 開催日時

令和2年8月7日(金) 10時00分 ~ 11時20分

2. 出席者

野嶋委員(会長)、歌門委員(副会長)、塚谷委員、高野委員、鈴木委員、梶委員、峯金委員、辰野委員、吉田委員、姉崎委員、平委員、宮下委員

3. 議事

- (1) 福井市空き家等対策計画の進捗状況
 - 空き家等対策計画の進行状況の報告(資料1)
- (2) 福井市空き家無料相談会の開催について
 - 令和元年度開催報告及び令和2年度開催案内(資料2)
- (3) 所有者不明の空き家等への対応について
 - 相続財産管理人制度を活用した空き家対策(資料3)
- (4) 特定空き家等の対応状況について
 - 特定空き家の認定状況、改善状況の説明、指導状況説明(資料4)

4. 報告事項

- ・平成30年住宅・土地統計調査の結果について(資料5-1)
- ・空き家利用者のニーズ調査結果について(資料5-2)

<主な意見(順不同)>

- ア 本制度(空き家等の譲渡所得の3000万円特別控除)は、相続人の方の負担軽減にもなる良い制度だと思っているが、対象となる期間が決まっているため、市民の方には十分周知いただきたいと思う。
- イ (空き家無料相談会)昨年から市役所に移って、だんだんと人が増えていった。やっぱり市役所という安心感があったのかと思う。
- ウ (空き家を)早く(何とか)していかなきゃいけないと、わかっているけど動き出したい、先延ばししているように見受けられる。
- エ 相続に起因して空き家になってしまう。
- オ 所有者の方は利活用が可能である、手放したいということで、空き家情報バンクの登録をお勧めしても、いざ、実際に現地で見ると、あまりにも老朽化が進行している感じで、とても住めない。しかし、所有者の方は、その気になってしまっているので、そこで断ることもできないので、気を付けて相談に対応していかないといけない。

- カ （家財道具の処分が）結局後回しになり、手遅れになるパターンが本当に多い。
- キ 相続財産管理人制度と略式代執行は、メリット・デメリットとして整理されているように、やはりケースバイケースで使い分けていただいたほうがよいだろうと思っている。
- ク 成年後見人として相談を受けた際に、空き家を処分する必要がある場合は、空き家情報バンクへの登録を勧めているが、いざ空き家情報バンクに登録をしようとしてホームページを見に行ったところ、そこから先を躊躇してしまい登録の申込みができなかった。